

建設産業における生産システム合理化指針について

(平成3年2月5日 建設省経済局長通知)

第1 趣旨

建設産業の生産活動は、総合的管理監督機能（発注者から直接建設工事を請け負って企画力、技術力等総合力を発揮してその管理監督を行う機能）とが、それぞれ相互に組み合わされて行う方式が基本となっている。

（中略）

本方針は、総合的管理監督機能を担う総合工事業者と直接施工機能を担う専門工事業者が、それぞれ台頭の業者が、それぞれ対等の協力者として、その負うべき役割と責任を明確にするとともに、それに対応した建設産業における生産システムのあり方を示したものである。

（第2～第5 省略）

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全法の遵守、労働者災害保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

別表2

〈雇用・労働条件の改善〉(1)～(5)略

〈安全・衛生の確保〉(6)(7)略

〈福祉の充実〉(8)(9)(11)略

(10)建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するとともに、厚生年金の加入にも努めること。なお、厚生年金基金の加入対象とならない建設労働者に対しても、国民年金基金に加入するよう指導に努めること。

〈適正な雇用管理〉

(15)雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。